

(広報誌)

高裁なごや (High Court Nagoya) Vol. 1

平成16年8月20日発行
名古屋高等裁判所事務局総務課
電話 052-203-1611 (代表)
名古屋高等裁判所ホームページ
<http://www.courts.go.jp/nagoya-h/>

発刊にあたって



「裁判や裁判所は別世界のこと」そう思っておられる方が多いのではないのでしょうか。でも、国民のためのよい裁判を実現するには、国民の皆さんの裁判制度に対する理解と支持をいただくことが必要です。裁判や裁判所について関心を持っていただき、その実情を知っていただくための手掛かりとして、この小誌を発刊しました。

国民に身近な、分かりやすい裁判を目指して努力していきたいと思っておりますので、どうか関心をお寄せ下さい。

名古屋高等裁判所長官 濱崎恭生

もくじ

平成16年5月「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立しました。裁判員制度は、国民の皆さんの積極的な協力なくしては成り立ち得ない制度ですから、そのスタートまでに裁判のことをよく知っていただくかなければなりません。このたび、裁判に対する国民の皆さんの理解を一層深めていただくため、広報誌「高裁なごや」をお手元にお届けする運びとなりましたが、その第1号は裁判員制度の特集号としました。

本号の内容は、次のとおりです。

- 1 特集：裁判員制度ってこんなもの
- 2 裁判所ってこんな所・裁判官ってこんな人
「ドラマ『ビギナー』の現場から（司法修習生と裁判員）」
「対談（部総括裁判官 v s 新採用職員）」
- 3 裁判所の広報行事ご案内



1 特集：裁判員制度ってこんなもの

裁判員制度は，平成21年までにスタートします。

裁判員制度とは，国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい，被告人が有罪かどうか，有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。具体的には，国民のみなさんから選ばれた裁判員（原則として6人）と職業裁判官（原則として3人）が協力して，刑事裁判を行います。

裁判員制度についていただいた主なご質問

- 1 どのような事件が対象になるの？
- 2 どんな人が裁判員になるの？
- 3 裁判員はどのような仕事や役割を担うの？
- 4 裁判員になることは辞退できないの？
- 5 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないの？
- 6 仕事は休めるの？日当はもらえるの？



ご回答します！

- 1 どのような事件が対象になるの？
代表的なものをあげると，次のようなものがあります。
人を殺した場合（殺人）
強盗が，人にけがをさせ，あるいは，死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
人にけがをさせ，死亡させてしまった場合（傷害致死）
泥酔した状態で自動車を運転して，人をひき，死亡させてしまった場合（危険運転致死）
人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
身の代金をとる目的で，人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
子供に食事を与えず，放置したため死亡させてしまった場合（保護責任者遺棄致死）
- 2 どんな人が裁判員になるの？
20歳以上の国民のみなさんの中から，抽選で候補者を選びます。広く国民のみなさんに参加していただく制度ですので，基本的に辞退はできないことになっています。ただ，学生や70歳以上の方は辞退できますし，病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も，辞退することができます。

3 裁判員はどのような仕事や役割を担うの？

公判に立ち会う。

裁判員に選ばれたら，裁判官と一緒に，刑事事件の法廷（公判といいます。）に立ち会い，判決まで関与することになります。

公判は連続して開かれます。公判では，証拠書類を取り調べるほか，証人や被告人に対する質問が行われます。あなたから，証人等に質問することもできます。

評議，評決

証拠を全て調べたら，今度は，被告人が有罪か無罪か，有罪だとしたらどんな刑にするべきかを，裁判官と一緒に議論し（評議），決定する（評決）ことになります。

評決は，多数決により行われます（ただし，裁判官，裁判員のそれぞれ1名以上の賛成が必要）。

有罪か無罪か，有罪の場合の刑に関するあなたの意見は，裁判官と同じ重みを持ちます。

判決宣告・裁判員の任務終了

判決内容が決まると，法廷で裁判長が判決を宣告することになります。

あなたの裁判員としての役割は，判決の宣告により終了します。

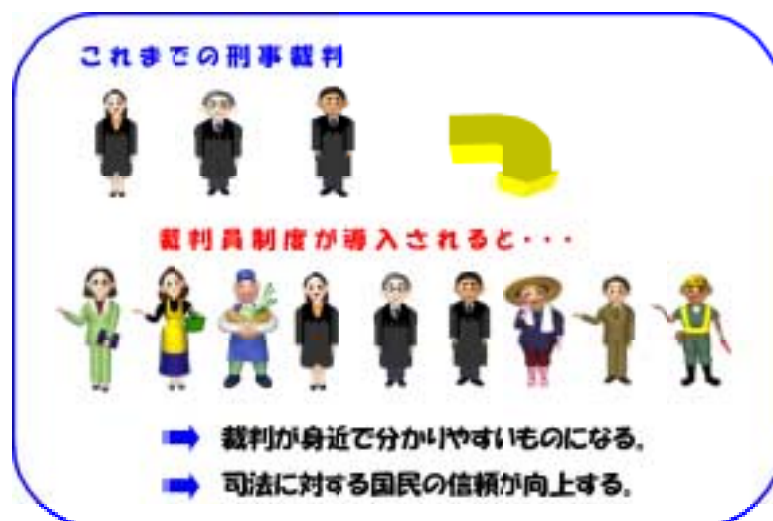
4 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないの？

多くの裁判は，数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い，国民のみなさんの負担ができるだけ軽くなるように努力していきます。

5 仕事は休めるの？ 日当はもらえるの？

裁判員の職務を行うために仕事を休んでも，雇用主は不利益な扱いをしてはならないと，法律で定められています。

裁判所に来られた方には，交通費や日当などが支払われます。



2 裁判所ってこんな所・裁判官ってこんな人

テレビドラマ「ビギナー」をご覧になられましたでしょうか。新人女優が演じる司法修習生らが、法曹の卵から成長していく姿をドラマにしたものでした。

今回は、ドラマの舞台となった司法研修所で教官をし、4月から名古屋高裁刑事部で活躍している伊藤裁判官から、司法修習生と裁判員制度についてご案内します。

ドラマ「ビギナー」の現場から(司法修習生と裁判員)

みなさんの中には、刑事裁判のテレビニュースで、裁判官が判決を宣告する法廷の隅に若いスーツ姿の人たちが映ることがあることに、気が付いた方もいると思います。いったい何をしている人たちでしょうか。

実は、彼らは、裁判所で修習中の**司法修習生**です。司法修習生というのは、弁護士や裁判官、検察官になるための司法試験に合格した後、埼玉県和光市にある司法研修所に属して法律の実務を勉強する人たちです。

司法修習生といえば、昨年の秋の連続テレビドラマ「ビギナー」を見て、興味を持たれた方もいると思います。ドラマの中の司法研修所の様子などには、ドラマにするための脚色がされて実際とは異なるところがありましたが、主人公の女性の司法修習生が、初めて法律に携わるビギナー（初心者）として、素朴な疑問や市民の視点からの意見を何とか結論に反映させようとして、行き過ぎたり、失敗したりして悩みつつ成長していく姿が生き生きと描かれ、好感の持てるドラマでした。

実際の司法修習生は、1年6か月の期間の最初と最後の3か月間は司法研修所で勉強し、前期修習（最初の3か月）は法律実務の基礎の勉強、後期修習（最後の3か月）は総まとめと試験、中の1年間は、全国各地で、地方裁判所の民事部、刑事部、地方検察庁、弁護士事務所と、約3か月間ずつ、ベテランのプロの法律家から実際の事件を通じて仕事を教えて貰うということになっています。家庭裁判所で家事事件、少年事件の実務も学びます。

刑事事件のテレビニュースに映った司法修習生たちは、毎日、裁判官室や法廷で裁判官の仕事を勉強しています。事件を通じて様々な人間模様につき、公正かつ厳格な手続の下で、どのようにして証拠から事実を認定し、どのようにして血の通った納得のいく刑事裁判を行うかという勉強でもあります。具体的には、例えば、起訴状を見て犯罪事実がきちんと書いているかどうか、法廷を傍聴して検察官、弁護人がどんな証拠を出すか、被告人の言い分はどうか、証拠の内容からして有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑が適当かなど様々な点について、目の前の事件をしっかりと受け止めて理解し、自分の頭で考え、それに基づき裁判官とも議論することが求められています。

こういう話をしてくると、何か気が付きましたか？そうです。5年以内に導入されることが決まった裁判員制度の話と、ちょっと似ているところがありますね。

「裁判員」は、一般市民からくじで選ばれ、一つの事件の裁判を裁判官とともに審理し、有罪か無罪かを決め、有罪なら刑を決めるという大切な役割の人です。これに対し、司法修習生は勉強のために判決書の起案（下書き）などもする一方、法律家になる勉強の目的で事件に関わっており合議での決定に関与はしない、というような大きな違いはありますが、これまで経験がない人が実際の事件の裁判を見て、自分で考え、事件について裁判官と話すということでは、同じところがありますね。

みなさんの中には、将来自分も裁判員に選ばれることがあり得ると聞くと、自分はそのことができるだろうかと不安になる方もいるようです。そうですね、司法修習生の中にも、それまで全く経験がないことから、実際の事件に取り組むことや、裁判官と話すことに、遠慮したり、気後れしたり、自信がもてなかったりする人もいます。プロの法律家になるためにはそれを克服し、堂々として欲しいと思います。

えっ？司法試験に合格した司法修習生でも気後れすることがあるなら、裁判員はもっとじゃないかと、ますます心配になってしまったですって？

いえいえ、そんな必要はありません。外からは分かりにくいかと思いますが、裁判官は、司法修習生に対して、忙しい仕事の合間に、事件を通じて、審理の手续や判決の書き方など専門的なことを教えていますが、事件について話す中で、ときに、自分では思いもしなかった、あるいは裁判官同士の議論では聞けないような新鮮な疑問や考え方に触れ、大いに啓発される嬉しい経験をすることがあります。「嬉しい」というのは、一つの事件をいろいろな視点から検討することが、より適正な裁判の実現につながっていき、次の事件のための参考にもなるからです。それだけに司法修習生にはしっかりと事件を見て、積極的に取り組み、その中で公正な目を養って欲しいと思います。

裁判員は、法律専門家を目指す司法修習生とは違いますから、もっと事件の内容本位に貢献していただけるように、より分かりやすい審理の在り方や、話し合い（評議）の在り方が今後どんどん工夫されていきます。もし、裁判員になったら、裁判という公平な物の見方が大切にされる場で、普通の市民として抱いた自分の感想、素朴な疑問を大事にして、それを裁判官や同僚裁判員との話し合いでも率直に提起して、よりよい裁判を実現していくために、大いに活躍していただきたいと思います。その意味で、裁判官は一般市民の方々と一緒に事件を考えることを楽しみにしています。



裁判員制度はまだ先のように思いがちですが、5年間はすぐだと思えます。多くの方がまず裁判に興味を持ち始めることから始めてほしいところです。何事も、だれもが初めは『ビギナー』ですから。

名古屋高等裁判所刑事第1部裁判官

（前司法研修所教官） 伊藤 納

対談（部総括裁判官 v s 新採用職員）

採用されたばかりの職員が、所属の部総括裁判官（注：聞き慣れない役職ですが、要するに民事第1部のまとめ役で、裁判では「裁判長」をしている裁判官）と対談した様子を、実況でお伝えします。

司会 今日、お忙しい中、お時間をいただき有り難うございます。今日のこの企画の趣旨といたしましては、お二人の対比を交えて、裁判所が身近な場所であることを、国民のみなさんに訴えていただくということで...

田中 対比って、年齢でしょ（笑）。

司会 え...。あの、採用された直後の山口事務官と、長い御経験で裁判所をよくご存じの田中部総括裁判官とで、ざくばらんに話していただければと思います。それで、山口さん、採用前は裁判所をどのように感じていましたか。

山口 特に具体的なイメージを持っていた訳ではありませんが、すごく堅い所だとは思っていました。

田中 外部の方からみたら、まだまだ堅い所といった印象でしょうねえ。

山口 それこそ、昔はこの建物の中にいるのは、全員、弁護士だと思っていたくらいです（笑）。

田中 要するに「プロ同士がここで何か特別なことをやっているんだ」というイメージですか。

山口 そうですね。私が友人にここで働きたいとか話したり、働くんと言ったら、「裁判官になるの」とか、「司法試験に受かったの」とか、とんでもない反応でした。

司会 働き始めて、どのような印象を持たれましたか。

山口 まず、女性がすごく多いなと思いました。新採用職員も、男女比が半々くらいでしたし...



田中 私の任官当初は、500人余りの司法修習生の同期のうち、女性は約20名でしたし、裁判官に任官した女性は2人だけでした。それから比べると、現在では、裁判官に任官する女性の割合は約4分の1とも言われていますし、裁判官や管理職員を含め、いろいろな部署、職種で女性がすごく多くなり、活躍していると思います。名古屋高裁だけでも、民事3部や4部にも、女性の裁判官がいます。

山口 私も女性にとって働き続けやすい環境の職場だと感じますね。仕事で性別からの向き不向きはないと思います。細かいことに気をつかえる方がうまくいく仕事もありますし、どんどん挑戦的にやっていく方が活躍している分野もあります。いろいろな性格の方が、様々な場面で、活躍できる職場ですね。



対談風景

田中 山口さんは法廷での**廷吏事務**()をされていますが、そこには弁護士さんだけでなく、当事者本人や傍聴人の方も多数来庁されます。そういう方への気配りとかも、とても大事だと思いますが、どうですか。

山口 こちらからすると、日常のことなので、事務的になってしまうこともありがちなのですが、一般の方はすごく早く裁判所に来られ、中には30分、1時間も前に来られる方も少なくありません。これは、その方達にとって、裁判が特別のことであり、緊張していることの現れだと思いますね。



田中 そういうときに、「ちょっとお待ちくださいね。」とか声をかけてあげられると、良いのですが。

山口 やはり安心感を持っていただくことが大事だと思います。その人にとっては、やはり人生の中での大きな局面だと思いますので、私たち職員の表情に威圧的なものを感じてしまうのではないのでしょうか。そういうときに、ほっとできる対応ができたらいいなと思います。

田中 それは、窓口でも同じですね。当事者等への窓口の対応もとても大事で、法廷での手続や判決等の結果だけでなく、職員の対応のときの印象等も含めて、トータルで裁判所のイメージができますものね。

山口 そうですね。威厳を持って接するべきとしても、威厳だけがすべてではないですものね。求めたとおりの判決がでて、対応が悪ければ、「裁判所ってお高くとまっているな」というイメージを持たれてしまうことになりそうです。

田中 裁判所にとって、判決や和解手続での結果が一番大事なのですが、判決等に至るまでの争点整理手続や証拠調べ手続の中でどういうふうに説明をしたか、結果だけがすべてではなくなっているのは事実だと思いますね。それに、以前と変わってきていることの一つに、OA機器、つまりハード面での整備がかなり進んでいるでしょう。裁判手続では**電話会議システム**()がありますし、FAXでの準備書面のやりとりがされていたり、一般の社会で利用されているOA機器等が裁判手続や裁判所の事務手続でも広く利用されるようになったこと、その関連で、部屋が割合きれいになったとの印象もあります。以前は、書記官室なんかは、記録が積み上げられているといった感じだったんですよ。

山口 私も初めて部屋に入ったときに、雑然としているとの印象はまったく受けませんでした。書類が多い場所なので、いかにして整理するかは重要だと思います。

田中 きっちり整理することが過誤の防止にもなりますし、手続を迅速、適正に行うことにもつながりますね。整理整頓が部屋できちんとなされているのも、以前と異なる面なのかもしれませんね。また、裁判官と書記官をはじめとした職員との協働態勢もずいぶん変化してきた面です。昔は書記官は書く人という、記録の作成・管理者であったのが、訴訟進行面での管理も職務に入ってきて、訴訟について事務的、形式的に関わっていく書記官から変化して、書記官が補

助的な意味でかなり事件に踏み込むようになっていきますし、それが望まれています。それから、訴訟の手續そのものも、書面の授受だけではなく、争点整理手續での口頭での議論等を通じて、一つのをまとめていくというようになりました。そうすると、わかり易い適正な言葉でうまく手續等の過程や法律の中味などを説明することが、裁判官や書記官をはじめとした裁判所職員の能力として要請されていると思います。

山口 判断する立場から、判断される立場に対して説明する姿勢が要請されるのですね。

田中 もう少し明確にすると、サービスの側面に対する意識を職員の皆が持つということかもしれませんし、そのように努力していくことが大事ですね。公務員は国民全体の奉仕者なので、古くて新しい問題なのですが、これを国民や当事者に、目に見える分かりやすい形で実践することを、裁判所は試みていこうとしていますね。

名古屋高等裁判所民事第1部部総括裁判官 田中由子
名古屋高等裁判所民事第1部事務官 山口花葉

廷吏事務・・・法廷での審理をスムーズに行うために、審理が始まる前の準備をしたり、証人尋問の手續の補助などをする事務

電話会議システム・・・電話回線を使用して、裁判所・当事者双方の3者が同時に通話することのできる機器。民事訴訟手續での進行協議などに活用されている。

3 裁判所の広報行事ご案内

各裁判所では、社会科見学などの目的で来庁される小・中・高校生などを積極的に受け入れて、裁判について興味を持ってもらえるような内容の見学会を実施しています。

また、児童・生徒の方に、法廷で、シナリオに基づいて、裁判官、検察官、弁護士などの役を演じてもらい、実際の裁判がどのような手續で行われているかを体験してもらう「模擬裁判」を実施している裁判所もあります。実際に模擬裁判に参加した生徒の方からは、「分かりにくいと思っていた裁判のイメージが何となくつかめた気がする。」という意見もいただいています。



模擬裁判風景

皆さんのお近くの裁判所でどのような行事で行われるかは、それぞれの総務課に電話でお問い合わせください。また、各地の裁判所のホームページの「お知らせコーナー」でも紹介しています。ぜひアクセスしてみてください。

最高裁ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)

本誌は再生紙を使用しています。